

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

東温市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧重信町地域

#### (1) 現況

本地域は、平野部が多く二毛作が盛んであり、裏作として栽培されているはだか麦は、県下でも有数の産地となっているが、南部は山地であり、急傾斜な土地も広がっている。地域によっては、担い手による農地集積化が進んでいる集落も見受けられるが、多くの集落では高齢化・過疎化が進んでおり、農地・農業用水等の保全管理、環境保全に効果の高い営農活動が困難となってきている。

農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への関心が高まっている状況も踏まえ、今後も農業・農村の有する多面的機能が適切に発揮されるよう、これらの活動が効果的に取り組まれる必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2、3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、農業生産基盤の整備、農村における環境整備、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧川内町地域

#### (1) 現況

本地域は、急傾斜な土地が多く、不整形で狭小な圃場が大半を占め、棚田等において稲作経営が行われている。一部に農事組合法人等による集約化や、その他収益性の高い花き等の栽培に取り組んでいる農家が見受けられるが、全体的に高齢化・過疎化が進み、平野部と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うとともに、自然環境の保全に資する農業生産活動に取り組む担い手への負担を軽減し、環境保全に効果の高い営農活動が地域で取り組まれることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1、3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、農業生産基盤の整備、農村における環境整備、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧重信町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、3号に掲げる事業
②	旧川内町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号、3号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

## 1 対象農用地の基準

### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：旧重信町の一部（旧拝志村及び旧北吉井村）及び旧川内町の全域
- (イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域：旧川内町の一部（旧三内村）
- (ウ) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域：旧重信町の一部（旧拝志村）及び旧川内町の一部（旧川上村及び旧三内村）

#### イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満。
  - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地  
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）している場合。
  - (b) 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合（棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。）  
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の

中山間地域の平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑10%以上）

- (c) 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜団地が混在する場合。  
一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜団地が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合。
- (d) 団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在する場合。  
1ha以上の団地に急傾斜の田と緩傾斜の畑が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合。

## 2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、「東温市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づいて東温市長が認定する者とする。

## 3 その他必要な事項

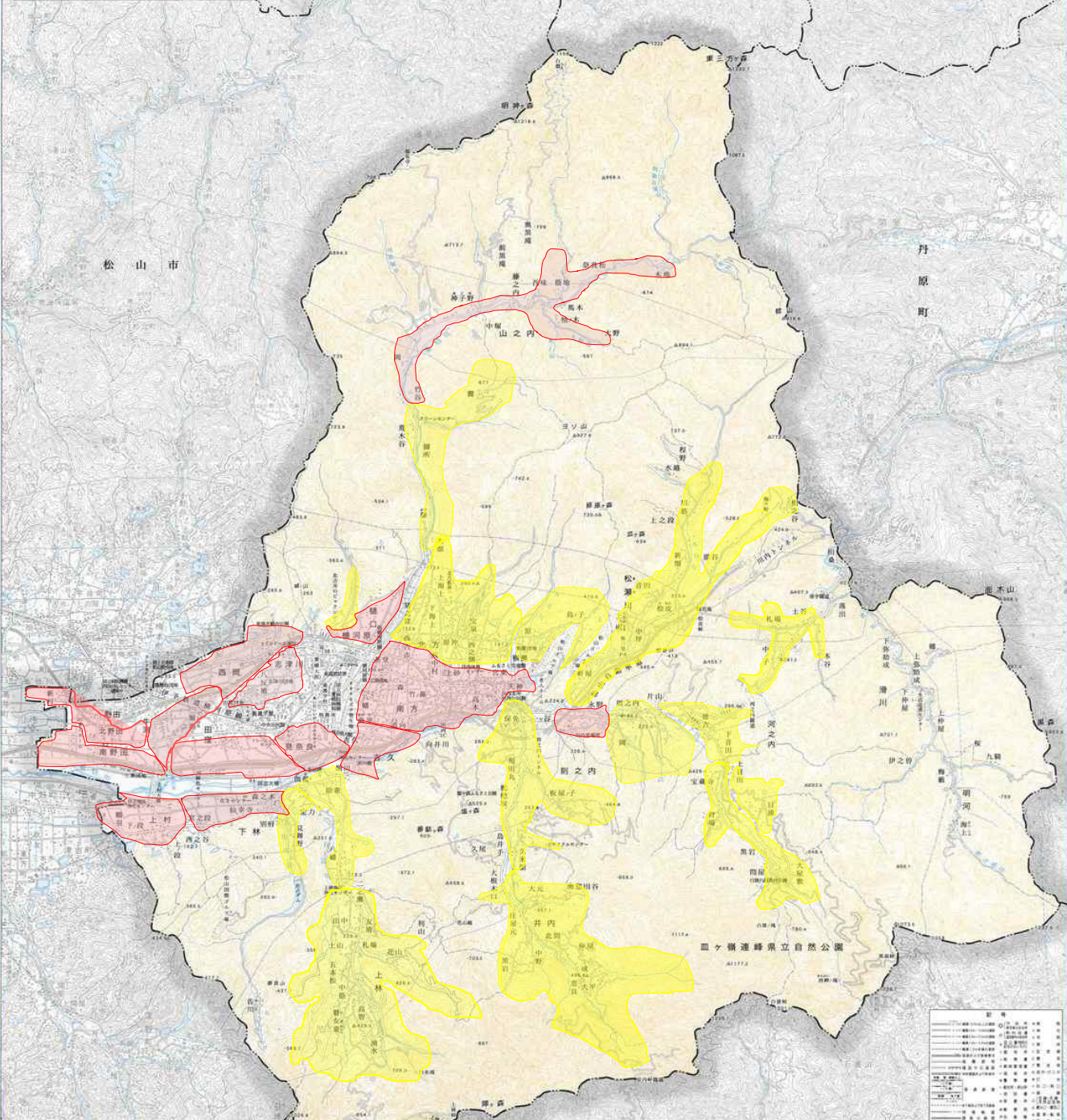
### (1) 地目の変更

東温市は、集落協定から協定農用地において、地目の変更について申し出があった場合は、その都度、受付を行い適正な処理を行うこととする。

ア 地目の変更により勾配区分の変更があった場合、変更後の地目の勾配区分により当該農用地を交付金の対象とする。ただし、あらかじめ集落協定において地目の変更を集落協定書において位置付け、東温市長に届け出を行った上で地目変更を行わなければならない。



# 東温市全図



日本型直接支払促進計画区域図

- 凡例**
- 1号事業(多面的機能支払)  
3号事業(環境保全型農業直接支払)
  - 2号事業(中山間地域直接支払)
  - 1号事業・2号事業・3号事業重複地域

1:70,000

**備考**

1. 本図は、国土院の提供した地形図を基に作成したもので、正確性を保証するものではありません。
2. 本図の作成に当たっては、関係機関・団体等に協力をいただきました。
3. 本図の著作権は、東温市に帰属します。
4. 本図の複製・転載は、東温市の許可を得る必要があります。
5. 本図の印刷・複製は、東温市の許可を得る必要があります。
6. 本図の印刷・複製は、東温市の許可を得る必要があります。
7. 本図の印刷・複製は、東温市の許可を得る必要があります。
8. 本図の印刷・複製は、東温市の許可を得る必要があります。
9. 本図の印刷・複製は、東温市の許可を得る必要があります。
10. 本図の印刷・複製は、東温市の許可を得る必要があります。